

シルバーおくたま

会報 第105号 令和6年12月5日発行

公益社団法人
奥多摩町シルバー
人材センター

東京都西多摩郡
奥多摩町氷川 954-11
電話 (0428) 83-2815
FAX (0428) 83-3108
ホームページアドレス
<http://www.okutama-sjc.or.jp/>



第39回奥多摩ふれあいまつり

奥多摩ふれあいまつりが、10月26日(土)、27日(日)に奥多摩総合運動公園で開催されました。

両日とも天候に恵まれ、町民皆様など、多くの方が来場されました。

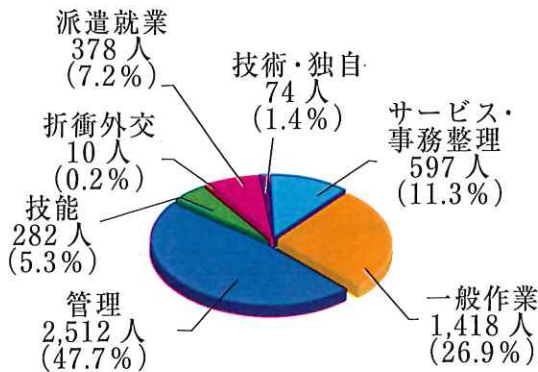
センターでは、会員皆様が生産された野菜類や手作り作品などの販売を行うとともに、センターが行なっている会員の様々な事業内容について写真を展示し、会員募集の活動を行いました。

なお、農産物などの売上総額は、246,850円となりました。
ご協力ありがとうございました。

職群別就業実績

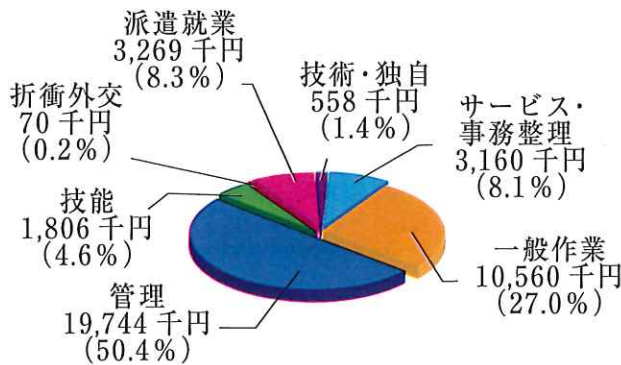
令和6年度上半期(4月から9月)の就業実績は、前年度と比較して、件数で6件(1.4%)の減、延人数で140人(2.8%)の減、配分金収入で123千円(0.3%)の増となりました。

就業延人数から見た比較



延人数：5,271人

配分金から見た比較



配分金：39,167千円

配分金が増の主な要因は、公共施設業務全般において、施設管理車の誘導及び観光ごみ引取業務の新規追加などによるものです。今年には特に暑さによる植木の剪定作業等の時間短縮なども考慮し、熱中症予防対策を実施しながら屋内外作業等に努めてまいりました。

安全就業標語優秀賞受賞

(公財) 東京しごと財団では、安全就業強化月間を中心に安全就業の普及・啓発活動の一環として、会員自らが安全就業について考えることで、より一層の事故防止を図るため「安全就業標語」の募集が行われました。令和6年度の審査の結果、会員 原島榮治氏が優秀賞を受賞し、9月27日に東京しごとセンターにおいてシルバー人材センター安全大会が行われ、その席で表彰されましたので、ご紹介いたします。

テーマ・自転車事故防止
標語・自転車は免許なしでもルールあり



安全就業標語募集

(公財) 東京しごと財団では、安全就業強化月間を中心に安全就業の普及・啓発活動の一環として、会員自らが安全就業について考えることで、より一層の事故防止を図るため「安全就業標語」の募集を行っています。

※対象は全会員です。会員皆様の応募をお待ちしています。

- 募集標語テーマ
「事故防止のための体力づくり」
- 「奥多摩の実情に合わせて設定したもの」
- 応募締切
令和6年12月26日(木)

問合せは事務局まで



「フリーランス法」の施行による会員の就業への影響について

昨年5月に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」いわゆる「フリーランス法」が公布され、令和6年11月1日に施行されました。この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備することを目的としています。

会員の皆様が請負・委任の契約で就業する場合、ご承知のとおり「個人事業主」としてシルバー人材センターから業務を受託して就業していることから、フリーランスに該当します。今回の法律においては、就業会員は「特定受託事業者」となり、法律により「シルバー人材センター」が果たすべき役割等が定められています。

【法律で求められている対応】

ここでは特に重要な内容についてお知らせします。

① 書面等による取引条件の明示
業務委託の内容、報酬の額（予定見積額）及び支払期日等

の就業条件を書面などで明示しなければならなくなりました。

② 中途解約等の事前予告

業務委託を中途解約したり、更新しないこととする場合は、原則として30日以内に予告しなければなりません。

③ ハラスメント対策に係る整備

会員に対するハラスメント行為に関する相談対応の体制整備などの措置を講じる必要があります。

【今後の取り組み】

事務局では、法施行に伴い必要な対応を行ってまいります。

まず、取引条件II就業条件の明示については、センター事業でのデジタル活用を推進することから、原則として書面ではなく、「S3E30」のS3E30(スマイルツースマイル)というWEB(ウェブ)サイトにて実施する方法を採用し、11月1日付の法施行に併せて、10月18日付で会員皆様に条件明示等に係わる通知書類を送付させていただきました。会員皆様におかれましては、発行書類に基づき、登録手続きを

お願いいたします。

何かご不明点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

また、ハラスメントに関する取り組みでは、全就業会員を対象にハラスメント行為に関する意識啓発に努めてまいります。

【就業会員の皆様へ】

フリーランス法の詳しい内容は、厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁のホームページでご確認ください。

また、今回のフリーランス法の施行とインボイス制度への対応をきっかけに、厚生労働省により就業会員・発注者・シルバー人材センター間の契約について、新たなガイドラインが導入される予定です。詳細は改めてお知らせいたしますが、就業に関する仕組みの変更が今年度または来年度において予定されています。会員皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

配分金の振込日

令和7年1月以降の配分金の振込日は次のとおりです。事前に配分金明細書をお届けしますので、ご確認ください。

- 令和7年1月17日(金)
- 2月17日(月)
- 3月17日(月)
- 4月15日(火)
- 5月16日(金)
- 6月16日(月)
- 7月15日(火)
- 8月15日(金)
- 9月16日(火)
- 10月15日(水)
- 11月17日(月)
- 12月15日(月)



安全就業の心得

- 1 日頃から健康管理に努め常に健康な状態で就業しましょう。
- 2 仕事の前日は十分に睡眠を取りましょう。
- 3 服装・履物・保護具はそれぞれの作業に適したものを着用しましょう。
- 4 仕事を始める前には準備運動をしましょう。
- 5 保護具や器具類は使用する前に必ず点検しましょう。
- 6 加齢による身体機能の低下を十分認識し無理をしないようにしましょう。
- 7 仕事をするときには急いだり、あわてたりせず、安全第一に心がけましょう。
- 8 就業の場合は常に整理整頓を心がけましょう。
- 9 共同で仕事をするときは合図・連絡を正確に行いましょう。
- 10 行きも帰りも仕事のうち交通事故に遭わないようにしましょう。

当センターの事故状況

- 令和5年度
 - ・ 傷害事故 0件
 - ・ 賠償責任事故 2件
 - 令和6年度(11月1日現在)
 - ・ 傷害事故 0件
 - ・ 賠償責任事故 0件
- 刈払(草刈)機による飛び石事故が多くなっています。就業前に現場確認、危険予知、安全対策を十分に行いましょう。

11月1日現在の会員数

	149名	男 119名
		女 30名
7月以降の入会者	2名	
退会者	3名	



会員大募集

知識と経験を生かして社会に役立ちたい、健康維持のために働きたい、お友達を作りたいなどお考えでしたらシルバー人材センターに入会しませんか。

町内にお住まいのおおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方でしたら、どなたでも入会できます。詳しくは、シルバー人材センター事務局まで ☎(83)2815

会員親睦そば打ち体験

会員親睦そば打ち体験を令和元年以来、5年ぶりに山のふるさと村で行ない15名が参加し、できたおそばをおいしくいただきました。



編集後記

今年、5年振りに会員親睦事業を開催し、そば打ち体験を9月30日に行い、また、日帰り旅行につきましては募集における最小催行人員に達しなかったことから、残念ながら中止となりました。町ではスポーツフェスティバル、花火大会、郷土芸能祭やふれあいまつりが開催され、会員協力の協力により野菜や木工品等の販売も盛況となりました。

海外に注目すると、ロサンゼルス・ドジャースの大谷翔平選手が大リーグ史上初の「50本塁打・50盗塁」を達成し、同チームの山本由伸選手とともに、ワールドシリーズを制覇し世界一に輝くなど、素晴らしい活躍となりました。

来年は会員皆様にとって、平穏で良い年となりますよう、お祈りいたします。

- 広報委員長 原島隆一
副委員長 須崎洋司
川村征輝 荻田陽子